

建設業における内部統制の現状

マネジメントコンサルティング事業部 チーフコンサルタント 坂田 直樹

はじめに

原油や原材料価格の高騰、2007年6月の改正建築基準法の施行の影響など、建設・建築業界を取り巻く環境が厳しさを増す中、本年4月からの「内部統制報告書」の提出義務化、事業リスクの適正管理とそれを通じた企業価値の向上なども求められている。

旧来より、建設・建築業界においては、重層下請け構造などが、事業リスクや解決すべき課題として指摘されてきた。今後は、より一層の業務活動の適正化や管理の強化が求められることが予測される。

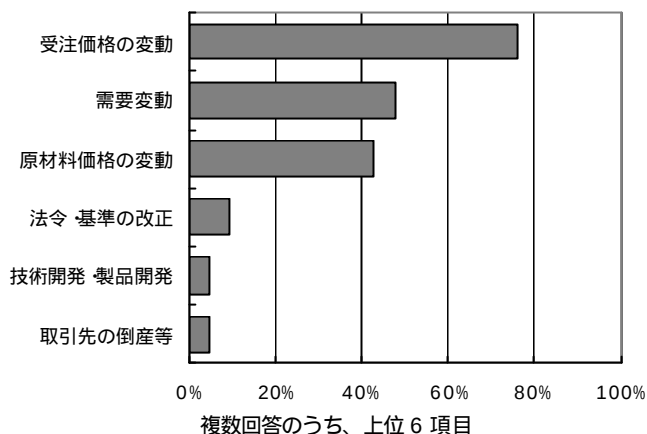
このような背景のもと、建設・建築関連業界におけるコンプライアンス・J-SOX法をはじめとする内部統制¹に関する調査研究を行った。

建設業における事業リスク

建築・建設業においては、受注獲得のための激しい価格競争が繰り広げられている。図表1の通り、事業リスクにおいて、受注価格の変動をリスク要因と認識している企業が回答の約8割を占める結果となった。次いで、需要変動が重要な事業リスクとして認識されている。具体的には、進捗しつつある建設プロジェクトにおける仕様の変更や、場合によっては建設プロジェクト自体の中断などである。

また、建物の着工から竣工までの期間が長期間に渡ることから、プロジェクト期間中の原材料価格の変動が事業リスクとして挙げられている。但し、建設業界の慣習として下請構造があり、下請から元請への見積りは労務費、材料費などの経費の内訳が示されるものの、元請からの発注は合計金額の多寡により決定されるため、原材料価格の変動が取引に与える影響は薄まっているものと推測される。

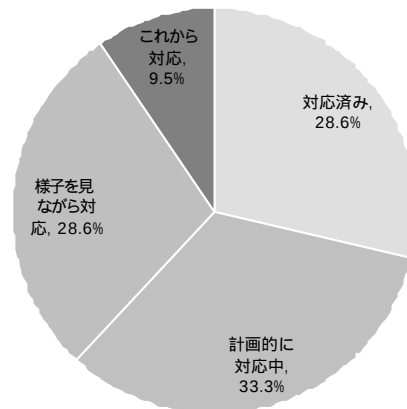
図表1．主な事業リスク



コンプライアンス・内部統制への取り組み

前述の事業リスクの認識を踏まえ、内部統制への対応や取り組み状況として、「対応済み」および「計画的に対応中」とする回答が全体の6割を超える結果となった（図表2を参照）。一方、「様子を見ながら対応」「これから対応」という回答も38%ある。内部統制への対応は、大手企業ほど充実度が高く、中小・零細企業ほど対応が遅れている実態が伺える。

図表2．内部統制への対応



¹ 「J-SOX法」は通称であり、金融商品取引法第24条の規定がこれに当たる。

尚、今後は、上場企業と取引のある建設会社や施工を請

け負う下請会社は、たとえ中小・零細企業と言えども、コンプライアンスや内部統制への対応を取引先から求められる可能性が高まると推測される。

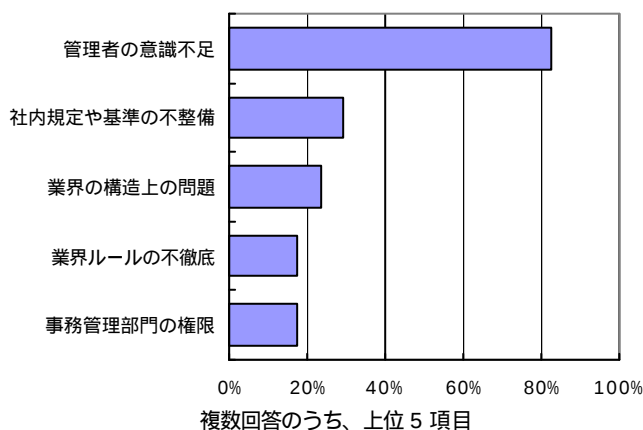
コンプライアンスや内部統制との直接的な関連性は低いものの、社内管理の手法・手段の一つとして、ISO（ISO9000 シリーズや ISO14000 シリーズ）の導入・準拠を行っているという回答も見られた。

内部統制を巡る課題について

コンプライアンス・内部統制に関わる課題は企業により千差万別あり、突出した事項は回答として見られなかった。この中で、比較的多く寄せられた回答として、社内ルールの不備・未整備を挙げるものが約 4 割を占め、ついで社内体制の未整備、社員の法令順守を課題として挙げる回答がそれぞれ 3 割を占める。

これら、内部統制に関わる課題が発生する原因としては、図表 3 のように「管理者の意識不足」を挙げる回答が圧倒的に多く、全体の 8 割を超えている。次いで、社内規定や基準などのルールが整備されていないことを指摘する回答が約 3 割を占める結果となった。

図表 3．内部統制に関わる課題の発生原因



尚、問題発生の原因として、「建設業界の構造上の問題」が 2 割強を占め、また「同業他社との横並び意識」および「取引企業の対応」が問題発生の原因であるとする回答が 10%強をそれぞれ占めている。

建設業界における重層下請構造に起因する課題は、内部統制に限らず、従前より様々な場面で指摘されており、行政においても、その改善への取り組みが行われている。

行政における取り組み

建設工事の請負契約や下請・元請取引などに関し、建設

業法における規定や取り決めがある。一方で、国土交通省による各種実態調査²において、見積協議に基づく契約が徹底されていないこと、不明確な施工条件下での着工などが指摘・問題視されている。これら、今後の改善が待たれる事項もあるが、行政の取り組みとして、図表 4 のようなものがある。

図表 4．建設業の取引適正化の取り組み（抜粋）

主体者 主管	取り組み名称（時期）
建設省建設経済局	建設業における生産システム合理化指針（平成3年2月5日）
建設生産システム合理化推進協議会	総合工事業者・専門工事業者間における契約締結に至るまでの適正な手順等に関する指針（平成5年3月4日）
	総合工事業者・専門工事業者間における条件変更時の適正な手順等について（見積条件と実際の施工条件が異なっていた場合の適正な対応）（平成6年3月3日）
建設省建設経済局	建設省経建発第132号「注文書及び請書による契約の締結について」（平成12年6月29日）
公正取引委員会	建設業の下請取引に関する不公正な取引方法の認定基準について（昭和47年4月1日、平成13年1月4日最終改正）
中央建設業審議会	建設工事標準下請契約約款（昭和52年4月26日、平成15年10月31日最終改正）
建設生産システム合理化推進協議会	総合工事業者・専門工事業者間における工事見積条件の明確化について - 施工条件「範囲リスト」標準モデルの作成 -（平成16年3月29日）
国土交通省総合政策局	国総入企第21号「下請契約における代金支払の適正化等について」（平成18年8月2日）

おわりに

建設業界は、労働集約型の事業構造に加え、わが国独特の商慣習の存在などにより、その規模の膨大さにも関わらず、海外企業の市場参入が限られていたが、昨今では、新しいビジネスモデルによる建設業界への参入企業も出現している³。また、バブル崩壊以降の長引く景気低迷や、公共事業の削減などにより、建設業界全体が極めて厳しい局面に立たされている。

管理体制の整備や従業員の教育研修の実施など、内部統制への対応は、企業にとって一時的な費用支出を強いるものである。しかしながら、この機をチャンスと捉え、経営基盤の強化や透明化を図ることは、長期的には収益性の改善に繋がるであろう。このような取り組みが実行出来るか否か、建設業界全体は岐路に立っているといえる。

² 例えば、「下請代金支払状況等実態調査」や「専門工事業下請取引実態調査」など。

³ 具体例としては、週刊東洋経済 2008 年 1 月 19 日号「“異界”からの大侵食」などを参照。